

二輪車 ETC 登録情報の変更等手続きについて

日頃より高速道路をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

二輪車 ETC 登録情報の変更等については、二輪車 ETC 登録規約第 5 条、第 6 条に基づき、二輪車 ETC 登録事務局までお届けいただくことになっております。下記の注意事項をご確認のうえ、お手続きのほどお願いいたします。

なお、送付いただいた届出書は二輪車 ETC 登録事務局が責任をもって管理・破棄処分いたします。

1. 手続きが必要なもの

① 登録時の住所・電話番号・氏名に変更・訂正があった。

⇒ 『二輪車 ETC 登録内容変更・訂正届出書』 に記入のうえ、二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

※ご登録者ご本人様であれば、住所・電話番号の変更はお電話でのお手続きも可能です。

② 所有者が変わった。

⇒ 『二輪車 ETC 所有者変更届出書』 に記入のうえ、二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

⇒旧所有者さまは 『二輪車 ETC 登録解除届出書』 に記入のうえ、二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

③ 二輪車を売却した。

ETC 車載器を取り外した等、使用しなくなった。

⇒ 『二輪車 ETC 登録解除届出書』 に記入のうえ、二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

④ 他の（新しい）二輪車に ETC 車載器を載せ替えたい。

登録している二輪車の車両情報（ナンバープレートなど）が変更となった。

⇒再セットアップが必要となります。

再セットアップ前の車両・車載器情報については 『二輪車 ETC 登録解除届出書』 を二輪車 ETC 登録事務局に送付ください。

2. 必要添付書類



二輪車 ETC 登録内容変更・訂正届出書

- ☑ 変更・訂正後の情報が記載されている公的証明書類のコピー

例：住民票 ※発行後 3 ヶ月以内かつマイナンバーの記載がないもの

戸籍抄本 ※発行後 3 ヶ月以内

運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳のコピー ※有効期限内



二輪車 ETC 所有者変更届出書

- ☑ 新所有者さまの情報が確認できる「自動車検査証記録事項（写し）」または「車検証等（写し）」と本人確認書類（写し）を同封して下さい（本人確認書類とは、運転免許証、住民票等公的機関が発行した書類で現住所が確認できるもの）



二輪車 ETC 登録解除届出書

添付書類は必要ありません。

3. 送付先

以下の宛先まで送付ください。

〒222-8512 二輪車 ETC 登録事務局

電話 045-477-1160（受付時間 9 時～17 時 土日祝・年末年始を除く）

封筒にそのまま貼り付けて、
宛先としてご利用ください。⇒
※住所記載不要

〒222-8512

二輪車 ETC 登録事務局 宛

4. よくあるご質問

Q.車載器管理番号はどのようにして確認できるか。



以下の確認方法があります。

- ①セットアップの際、セットアップ店から発行された ETC 車載器セットアップ証明書
- ②車載器の取扱説明書・保証書等
- ③車載器本体のラベルや蓋の内側

これらの方法で確認できない場合は、

お客さまが車載器を購入・セットアップされた店舗にお問合せください。

Q.届出書に申込書番号記入欄があるが、申込書の控えを紛失しているため分からない。



車両番号と車載器番号の記入があれば、申込書番号は未記入でも構いません。

その他ご不明な点は、二輪車 ETC 登録事務局へお問合せください。

Q.手続きを行わないとどうなるのか。



二輪車 ETC 登録規約第 4 条において、安全に関するお知らせや料金の適切な徴収のため個人情報登録をお願いしており、また第 5 条において、登録情報に変更等が生じた場合は速やかに届け出いただくよう定められております。

ご登録情報の変更等、手続きを行っていただけない場合、先述の個人情報登録の目的が達成できず、二輪車 ETC のご利用に重大な支障をきたす恐れがありますので、お手数をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。

二輪車ETC登録内容変更・訂正届出書



二輪車 ETC 登録事務局 行き
必要な書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

1. 車検証上の使用者情報(※登録時の情報をご記入ください) 届出日 西暦 年 月 日

フリガナ		電話番号(自宅)	<input type="text"/>
氏名 又は名称		その他電話番号	<input type="text"/>
車両番号 (ナンバープレート)		申込書番号 (不明の場合は記入不要)	<input type="text"/>
車載器 管理番号 (※19桁)	<input type="text"/>		
ご住所	〒 - 都道 府県		

2. 新登録情報(※変更・訂正する箇所のみご記入ください)

フリガナ		電話番号(自宅)	<input type="text"/>
氏名 又は名称		その他電話番号	<input type="text"/>
ご住所	〒 - 都道 府県		
変更事由	<input type="text"/>		

3. 必要添付書類

変更・訂正内容の確認及び本人確認のため、それらの情報が記載されている、下記いずれかの書類を添付してください。本籍地部分は黒塗りもしくは紙を貼るなど、目隠しのうえコピーをお取りください。

- ・住民票（発行後 3ヶ月以内かつ個人番号(マイナンバー)の記載がないもの）
- ・戸籍抄本（発行後 3ヶ月以内のもの）
- ・運転免許証のコピー（裏面に変更または訂正の記載がある場合は両面）
- ・各種保険の被保険者証／パスポート／年金手帳のコピー（有効期限内のもの）

◆お問合せ先及び書類送付先◆ 〒222-8512 二輪車 ETC 登録事務局（郵便番号と宛先のみで届きます）
TEL045-477-1160（土、日、祝休日、年末年始除く、9時～17時）

※取得した個人情報は二輪車 ETC 登録規約に基づき適正な管理を行うものとし、送付いただいた届出書は二輪車 ETC 登録事務局が責任をもって管理・破棄処分いたします。

記入例

二輪車ETC登録内容変更・訂正届出書(様式2)

車両情報(ナンバープレートなど)を変更された場合は、当書面でお手続きできません。再セットアップが必要となります。

- ① 車検証上の使用者情報・・・登録時の二輪車ETCセットアップ申込書(お客様保存用)を参照のうえご記入ください。
- ② 新登録情報・・・・・・・・・・変更・訂正する内容のみご記入ください。
- ③ 変更・訂正の確認と本人確認のため、変更・訂正後の情報が記載されている公的証明書類のコピーを同封して下さい。

【二輪車ETCセットアップ申込書証明書(お客様保存用)】

注意 ※車載器付き二輪車の売却・譲渡に伴う変更の場合には、こちらの書類では手続きができません。必ず、二輪車ETC登録事務局 行き 必要な書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

二輪車ETC登録事務局 行き
必要な書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

二輪車ETC登録内容変更・訂正届出書

届出日 西暦 年 月 日

①

フリガナ	ニリン タロウ	電話番号(自宅)	03-1234-0000
氏名 又は 名称	二輪 太郎	その他電話番号	
車両番号 (ナンバープレート)	東京 あ 1234	申込書番号 (不明の場合は記入不要)	X 0123456
車載器 管理番号 (※19桁)	00005-12345678-000009		
ご住所	〒102-0084 東京都千代田区千代田1丁目1-1		

②

フリガナ		電話番号(自宅)	
氏名 又は 名称		その他電話番号	
ご住所	〒102-0084 東京都千代田区千代田1丁目1-2-101		
変更事由	転居のため		

変更・訂正内容のみご記入をお願いします。

変更・訂正後の情報がわかる公的証明書類のコピーを同封してください。

≪添付書類の例≫

- ・住民票 ※発行後 3 ヶ月以内
- ・戸籍抄本 ※発行後 3 ヶ月以内
- ・運転免許証 / 各種保険の被保険者証 / パスポート
年金手帳

※住所変更の場合は、変更・訂正後のご住所が確認できる書面を上記いずれか1枚お願いします。(複数の書類は、必要ありません)